

AJCC

AJCC 株式会社



ケーブルテレビ業界のベストパートナーとして。

ケーブルテレビ業界に特化した、唯一の専門リース会社だから、
その時々的確なnewとnewsを
スピーディにご提供することができます。

COMPANY

会社情報



COMPANY PROFILE 会社概要

商号	AJCC株式会社
設立年月日	1987年6月15日
本社所在地	〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2丁目1番1号 如水会ビル TEL. 03-3556-7140 (代) FAX. 03-3556-7142 TEL. 03-3556-7141 (営業部直通)
大阪営業所	〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場3丁目10番19号 銀泉心斎橋ビル4階 TEL. 06-6121-7225 FAX. 06-6121-7226
資本金	4億円
事業内容	ケーブルテレビ関連機器（端末、設備等）のリース、並びに関連する諸業務
株主	三井住友ファイナンス&リース株式会社（SMFL）
役員	代表取締役社長 有泉 賢 取締役 山下 弘達 取締役（非常勤） 戸谷 仁 取締役（非常勤） 高橋 邦昌 監査役（非常勤） 原 宏

PRODUCTS

取扱商品



事業用設備
for BUSINESS USE

伝送路

スタジオ
設備

ヘッド
エンド
設備

通信基地局
設備



家庭用端末
for HOME USE

STB

ケーブル
モデム

DONU

VONU

HGW

IP・STB

無線端末



その他
OTHER PRODUCTS

ハード
ディスク

スマート
フォン

ルーター

タブレット
端末

ソフト
ウェア含む
システム
設備

パソコン

AJCC STRENGTH AJCCの強み 一選ばれる理由—

業界専門の力



01

ケーブルテレビ業界 専門のリース会社として

AJCCは、1987年にケーブルテレビ業界専門のリース会社として誕生し、以来つねにケーブルテレビ業界の発展を念頭において、活動してまいりました。全国のケーブルテレビ局様はもとより、ケーブルテレビ関連機器メーカーおよびサプライヤー各社様に至るまで、永年のビジネス上のおつきあいを通して、強い信頼関係を築き幅広い人的ネットワークを構築しています。



02

お客様の多様なニーズに “オーダーメイド”で お応えします。

日々のビジネスからもたらされるさまざまな知識、経験、情報を駆使してときにはコーディネイターとして、ときにはアドバイザーとして、お客様のさまざまなご要望にオーダーメイドのご提案でお応えしています。



AJCC STRENGTH AJCCの強み 一選ばれる理由—

シェアNo.1



01

端末機器（STB） 契約台数は全国トップ

AJCCは、1,700万台超のCATV用端末機器をリース中。なかでもSTBの全国累計出荷台数に対し約73%のシェア*を占めており、この圧倒的なシェアこそが、ケーブルテレビ関連の情報収集力の基盤となっています。

*2017年度～2021年度の平均値です。（AJCC調べ）



02

独自サービスで お客様の信頼に お応えしています。

お客様には、ケーブルテレビに関する各種の最新情報はもとより、製品、営業施策、番組制作等、幅広く質の高い情報や今日的な話題をご提供しています。



AJCC STRENGTH AJCCの強み 一選ばれる理由—

1台ごとの管理



1,700万台を超える
端末機器（STB、モデム等）を
1台ごとに個別管理している
のがAJCCです

AJCCは、当社取扱いの端末機器※を契約から廃棄に至る全過程において1台1台把握が可能な契約ロジックを有しています。このような物件把握が可能なシステムにより精緻な会計・税務データをケーブルテレビ局様にご提供することができ、ケーブルテレビ局様の内部統制やコンプライアンス機能の維持・向上に貢献しています。

※2021年3月末現在、AJCCがリース中のSTB、モデム等
端末機器の合計台数は約1,723万台です。



AJCC STRENGTH AJCCの強み —選ばれる理由—

中古取引での強さ



中古端末機の 需要と供給を繋ぐ

地球環境に配慮した循環型社会をめざすなかで、AJCCはお客様にリース提供しました端末機器を有効活用する一環として、中古端末機器のリース・販売を手がけております。当社が中古端末機器をご紹介させていただく先はケーブルテレビ局様に限らせて頂き、現在問題化している「ケーブルテレビ業界外への端末機器の流出」という事態が発生しないように配慮させて頂いております。



AJCC STRENGTH AJCCの強み —選ばれる理由—

環境・資源対応



端末機器を適正に処理

AJCCは、端末機器を1台ごとに把握したうえで、物件処理を実施しています。当社は、優良なリサイクル業者を起用して、徹底した素材分別を行うことにより、リサイクル率ほぼ100%を達成し、関連法規のコンプライアンスはもとより、環境保全と持続可能な循環型社会の実現をめざしています。



AJCC STRENGTH AJCCの強み 一選ばれる理由—

経営上のメリット



端末機器をリースにすることで、様々なメリットを提供

お客様にはリースのご利用によりさまざまなメリットを享受いただけます。
たとえば、下記のような経営上のご関心があれば、リースがお勧めです。



事務の合理化

購入の場合と異なり、リースであれば固定資産税の申告・納付、動産総合保険の付保手続等の事務手続が省略でき、管理事務の合理化を図ることができます。



資金調達の多様化と 資金の効率的利用

リースの利用により、多額の購入資金調達が必要なくなります。月々わずかなリース料だけで、必要とする機械設備等の使用が可能となり、資金の固定化を防ぐことができます。それにより生じた余裕資金を有効活用してさらに利益をあげることができます。



コストの平準化

所有権移転外ファイナンス・リース取引であれば、定額のリース料を経費処理できますので、導入初期の減価償却負担を平準化でき、コスト把握も容易になります。



借入枠の維持

リース利用により、設備資金を長期で調達した場合と同様の効果が生じ、しかも金融機関の借入枠を手つかずで残せるため、資金調達に余裕ができます。



陳腐化リスクの回避

技術革新の激しい機械設備等を導入された場合、法定耐用年数に達しないうちに経済寿命が尽きてしまう場合もあります。このようなリスクを避け経済的使用可能年数に見合った期間でリースすれば、つねに最新鋭の機械設備を使用することができます。



金利変動リスクの回避

契約時に定めたリース料は、契約期間中一定となるため、金融機関からの借入れによる金利変動リスクを回避することができます。

設備資金調達のサポートについて、お気軽にご相談ください。

お客様の多様なファイナンスのニーズに柔軟に対応するため、多方面にわたる専門性を発揮し、オーダーメイドのリース提案のほか、長期分割払い（割賦）、立替え払いのスキームも含め、多様な資金調達のお手伝いをしています。

企業会計アドバイザーとしてもご利用ください。

お客様の適正な会計処理や税務処理面の相談をお受けしたり、IFRS（国際会計基準）対応へのアドバイスなどさまざまな問題解決のお手伝いをしています。

AJCC STRENGTH AJCCの強み 一選ばれる理由—

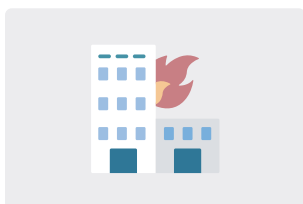
動産総合保険



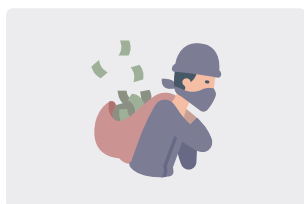
広範囲、安心でお得

リースにより機器を調達いただきますと当社が物件に対して「動産総合保険」を付保し、さまざまな事故やリスクから物件を守ります。なかでも当社の保険は、通常の動産総合保険ではカバーされない**洪水、高潮、台風などの水害による損害**までを補償対象としており、安心でお得です。また万一、保険対象事故が発生した場合でも、全損、分損・修理にかかわらず当社が責任をもって保険求償業務を遂行します。

この保険により支払われる損害



火災、爆発、破裂、
落雷による損害



盗難による損害



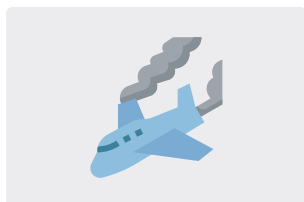
破損による損害



暴風、旋風などの
風災による損害



輸送車両、船舶等の衝突、
脱線、転覆、沈没、座礁
による損害



航空機の墜落、接触、
航空機からの落下物
による損害



洪水、高潮、台風などの
水害による損害

※保険認定に関する可否は、損害保険会社が行ないます。

動産総合保険

この保険により支払われない損害



地震または噴火
による損害



保険契約者、被保険者
または使用者の故意
または重大な過失による
損害



保険対象物件の瑕疵、
自然の消耗または
保険対象物件の性質による
発火、爆発、腐敗、
その他の事由による損害



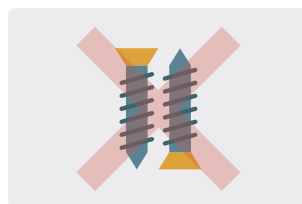
偶然な外来の事故に
起因しない電氣的、
機械的の事故による損害



詐欺または横領
による損害



紛失または置忘れ
による損害



取替可能な部品または
工具に生じた損害

※保険認定に関する可否は、損害保険会社が行ないます。

保険事故発生による保険金の受け取りとリース契約とのかわり

保険事故が発生しますと、保険会社からの保険金は当社が受け取ります。その受け取った保険金を次の用途に使用いたします。

ケーブルテレビ局様の要した リース物件の修理費用のてん補

リース物件に分損事故が生じリース契約書の規定に基づきケーブルテレビ局様がリース物件の修理を行ないその費用を負担された時、AJCCでは受け取った保険金を限度として当該修理費用相当額をケーブルテレビ局様へお支払いいたします。

リース物件が全損の場合の 規定損害金への充当

リース物件に全損の事態が生じた場合、AJCCが契約の終了をケーブルテレビ局様にご通知することによりリース契約は終了いたします。その場合、AJCCはケーブルテレビ局様より規定損害金を支払っていただくことになっておりますが、AJCCは受け取った保険金をその規定損害金に充当いたします。

※リース物件にかかる動産総合保険については、別途パンフレットをご用意しております。